

令和7年6月に労働施策総合推進法の一部改正法が公布され、**カスタマーハラスメントや、求職者等に対するセクシュアルハラスメントを防止**するために、雇用管理上必要な措置を講じることが**事業主の義務**となります！

カスタマーハラスメント対策の義務化

- カスタマーハラスメントとは、以下の**3つの要素をすべて満たすもの**です。
 - ① 顧客、取引先、施設利用者その他の利害関係者が行う、
 - ② 社会通念上許容される範囲を超えた言動により、
 - ③ 労働者の就業環境を害すること。
 - 事業主が講ずべき具体的な措置の内容等は、今後、指針において示す予定です。
 - ・ 事業主の方針等の明確化及びその周知・啓発
 - ・ 相談体制の整備・周知
 - ・ 発生後の迅速かつ適切な対応・抑止のための措置
- ※ 自社の労働者が取引先等の他社の労働者に対してカスタマーハラスメントを行った場合、その取引先等の事業主が講じる事実確認等の措置の実施に関して必要な協力が求められた際は、事業主はこれに応じよう努めるものとされています。
- ※ カスタマーハラスメント対策を講ずる際には、当然ながら、消費者の権利等を阻害しないものでなければならず、また、障害者差別解消法の合理的配慮の提供義務を遵守する必要があります。

求職者等に対するセクハラ対策の義務化

いわゆる「就活セクハラ」

- 求職者等（就職活動中の学生やインターンシップ生等）に対しても、セクシュアルハラスメントを防止するための必要な措置を講じることが事業主の義務となります。
 - 事業主が講ずべき具体的な措置の内容等は、今後、指針において示す予定です。
 - ・ 事業主の方針等の明確化及びその周知・啓発
(例：面談等を行う際のルールをあらかじめ定めておくこと等)
 - ・ 相談体制の整備・周知
 - ・ 発生後の迅速かつ適切な対応（例：相談への対応、被害者への謝罪等）
- ★ これらのハラスメントに関する国、事業主、労働者、顧客等（カスタマーハラスメントのみ）の責務も明確化します。
- ※ カスタマーハラスメントや求職者等に対するセクシュアルハラスメントは行ってはならないものであり、**事業主・労働者・顧客等の責務**として、他の労働者に対する言動に注意を払うよう努めるものとされています。
- ★ ハラスメントのない職場の実現に向けた国の啓発活動を強化します！
- 改正法では、国の責務として、職場におけるハラスメントを行ってはならないことについて国民の規範意識を醸成するために、国が啓発活動を行う旨が定められました。職場におけるハラスメントについて、情報発信等の取組の充実を図ってまいります。

事例動画など役立つコンテンツを掲載

あかるい職場応援団 HP

検索



ハラスメント問題でお困りの事業者様へ ハラスメント事案解決のため 企業をサポートします！



専門家を派遣し、**現在起こっているハラスメント事案の解決に向けて、事業主の皆様が雇用管理上の措置を迅速に行えるよう支援をします。**

支援対象 ハラスメント事案に直面している事業主様、人事・労務担当者様

支援内容 専門家(社会保険労務士)を派遣
全2回(各2時間)リモート支援・訪問支援を選択

【相談例】

上司から子の看護のために休むたびに、「母親は甘い」等と威圧的に言う人がいて辛いので、上司Bを移動させてしてほしいと社員から相談があったが、異動できる部署がなく困っている。

部下を「使えない」など会議で繰り返し侮辱する社員がいて、複数の社員から相談を受けている。行為者への対処はどのようにしたら良いか前例がなく困っている。

外部顧客からの暴言・侮辱を受け、メンタルに不調を来している社員がいる。どのように対応すれば良いか困っている。

専門家支援のお申し込みはこちらから

→右記の2次元コードを読み込んでください

☎050-5846-9616 (平日 10:00 ~ 17:00)

✉ harassment@task-school.com

🌐 <http://harassment-jian.solution.mhlw.go.jp>

令和7年度厚生労働省ハラスメント事案解決のための支援及び解決事例の周知事業
(事業受託会社 株式会社タスクールPlus)

専用ホームページ

